

高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の少子化対策の一環として、認可外保育施設に入所している第2子又は第3子以降の児童の保護者に対し、高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し必要な事項を定めることにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、もって児童を健やかに生み育てる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 第2子 児童のうちの出生順位第2位の児童をいう。
- (3) 第3子 児童のうちの出生順位第3位の児童をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者又は後見人その他の者であって、現に児童と生計を同じくしている者をいう。
- (5) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とした市内に所在する施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項若しくは第3項の認定若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設又は家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの、認定こども園法第7条第1項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消されたもの及び認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。ただし、次のアからウまでのいずれか

に該当する施設は除くものとする。

ア 高松市認可外保育施設指導監督要綱（平成14年10月1日施行）に基づく指導等に従わない施設

イ 高松市火災予防査察規程（平成27年高松市消防局規程第3号）第8条第1項の規定に基づく直近の査察において、違反事項が認められた場合に、消防署長に対して当該違反事項を是正するための計画を提出していない施設

ウ その他市長が次条に規定する助成金を交付することが適当でないとする施設

(6) 保育料 認可外保育施設における保育サービスに対する利用料のうち、月を単位として保護者が共通して負担するもの並びに法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及びこれに準ずる保育サービスに係るものであって、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の16各号に掲げる費用を除いたものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「対象児童」という。）を養育する保護者であって、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号のいずれかに該当し、かつ、第6条の規定による申請の日において本市の市税を滞納していない者とする。ただし、当該対象児童について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の2に規定する施設等利用費（以下「施設等利用費」という。）の支給を受ける者は、この助成金の交付の対象としない。

(1) 市内に住所を有する満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、同一世帯において、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは認可外保育施設を同時に利用する兄又は姉（以下「兄等」という。）を1人有し、かつ、認可外保育施設に入所している第2子のもの

(2) 市内に住所を有する満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの

間にある者であって、同一世帯において、保護者が3人以上の児童（満18歳に満たない者をいう。）を現に養育し、かつ、認可外保育施設に入所している第3子以降のもの

（助成金の交付対象期間）

第4条 助成金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、認可外保育施設に入所した日の属する月から退所等により助成すべき理由が消滅した日の属する月までとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が保育料の額を超えるときは、当該保育料の額を限度とする。

（1） 第3条第1号に該当する対象児童を養育する保護者であって、当該対象児童の兄等について、施設等利用費の支給を受けるもの又は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項若しくは同条第2項第8号に規定する教育・保育給付認定保護者であるもの 対象児童1人につき月額1万円

（2） 第3条第1号に該当する対象児童を養育する保護者（前号に該当するものを除く。） 対象児童1人につき月額2万円

（3） 第3条第2号に該当する対象児童を養育する保護者 対象児童1人につき月額2万円

2 前項第1号に該当する者が、月の途中で、同号に該当しなくなった場合は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から同項第2号に該当する者として助成金の額を算定する。

3 第1項第2号に該当する者が、月の途中で、同号に該当しなくなった場合は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から同項第1号に該当する者として助成金の額を算定する。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、上半期（当該年度の

4月1日から9月30日までの期間をいう。以下同じ。)の保育料に係る助成金の申請については当該年度の10月15日までに、下半期(当該年度の10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の保育料に係る助成金の申請については当該年度の3月31日までに当該認可外保育施設の代表者(以下「代表者」という。)を経て市長に提出しなければならない。

(1) 対象児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であることを証する書類

(2) 兄等が認可外保育施設に入所していること又は私立幼稚園に入園していることを証する書類(対象児童が第3条第1号に該当する場合であって、認可外保育施設に入所している兄等又は私立幼稚園に入園している兄等を有する場合に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書には、対象児童が入所している認可外保育施設の代表者により、申請に係る当該認可外保育施設の利用月及び保育料の証明がなされていなければならない。

(交付の時期及び決定等)

第7条 上半期及び下半期それぞれの保育料に係る助成金は、当該期間の満了後に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定するものとする。

3 市長は、助成金を交付することを決定したときは、その決定内容及びこれに付する条件を高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付決定通知書(様式第2号)及び高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付指令書(様式第3号)により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

5 市長は、助成金を交付しないことを決定したときは、高松市認可外保育施

設入所第2子等保育料助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、その決定内容を申請者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し及び助成金の返還）

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） この要綱に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせることができる。

（認可外保育施設への協力依頼）

第10条 市長は、代表者に対し、対象児童の当該施設への入所状況等について関係書類の提出又は報告を求めることができる。

（監査）

第11条 助成決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年9月28日から施行し、同年11月分の保育料から適用する。

2 第6条第1項中「入所した日の属する月」とあるのは、平成7年度に限り、「入所した日の属する月（その月が11月より前であるときは11月）」とする。

附 則

この要綱は、平成9年9月26日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月分以降の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成25年度以後の年度の予算により交付する助成金に係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成26年度以後の年度の予算により交付する助成金に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、改正後の第2条、第4条及び別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成要綱（中略）の規定は、この要綱の施行の日以後に交付（中略）のあった高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成要綱に基づく助成金（中略）について適用し、同日前に交付（中略）のあった高松市認可外保育施設入所

第2子等保育料助成要綱に基づく助成金（中略）については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保育料に係る高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金について適用し、同日前の保育料に係る高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所 高松市
氏名
電話番号

印

高松市認可外保育施設入所第 2 子等保育料助成金交付申請書

高松市認可外保育施設入所第 2 子等保育料助成金の交付を受けたいので、高松市認可外保育施設入所第 2 子等保育料助成金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、私の世帯の状況、市税の納付状況及び施設等利用費の支給状況について、公簿等により確認されることを承諾します。

対象児童の 氏名等	(ふりがな) 氏名	性別	出生 順位	生 年 月 日
			第 子	年 月 日生
保育施設の 名称	保育所（園）			
申請対象期間	年 月 日から 年 月 日まで			

1 対象児童の世帯の状況（父母及び兄弟姉妹について記載してください。）

(ふりがな) 氏名	対象児童 との続柄	生年月日	勤務先又は学校、 保育所若しくは幼稚園等の名称

(裏)

2 保育を必要とする事由等

対象児童 との続柄	保 育 を 必 要 と す る 事 由
	※該当する項目全てに☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族等の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他 ()
	※該当する項目全てに☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族等の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他 ()

3 保育施設確認欄

利 用 月	月	月	月	月	月	月
保 育 料	円	円	円	円	円	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

施設名

代表者名 ㊟

電話番号 (-)

4 添付書類

- (1) 対象児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であることを証する書類
- (2) 兄等が認可外保育施設に入所していること又は私立幼稚園に入園していることを証する書類（対象児童が高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱第3条第1号に該当する場合であって、認可外保育施設に入所している兄等又は私立幼稚園に入園している兄等を有するに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金の交付については次のとおり決定したので、高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

対象児童 の氏名等	氏 名	性 別	出 生 位 順	生 年 月 日
			第 子	年 月 日
保育施設の名 称				
助成金の額	円			
内 訳	交 付 対 象 月	助 成 金 の 額		
	年 月	円		
	年 月	円		
	年 月	円		
	年 月	円		
	年 月	円		
	年 月	円		
	合計	月 分	円	
交 付 条 件	<p>1 この助成金は、高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせます。</p> <p>3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>4 高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて当該助成金の返還を求めます。</p>			

様式第3号（第7条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市認可外保育施設入所
第2子等保育料助成金の交付について、次の条件を付けて助成金と
して 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この助成金は、高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせます。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて当該助成金の返還を求めます。

様式第4号（第7条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金については、次の理由により交付しないこととしましたので、高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱第7条第5項の規定により通知します。

交 付 し な い 理 由	
------------------	--